「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画 (学校法人 実践女子学園)

実践女子学園では、「男女教職員の仕事と生活の調和を応援する」ため、全教職員が安心して業務に取り組むことができ、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1. 計画期間

2015年4月1日から2020年3月31日までの5年間

2. 計画目標・取組内容

【目標1】育児休業を取得する女性職員への支援体制を見直し、女性職員の育児休業取得率90%以上を維持する。

<目標達成のための対策>

2015 年度~ 育児休業を取得する女性職員への支援体制の検討開始

2016 年度~ 支援体制の確立

【目標2】男性職員の育児休業取得を奨励し、男性の育児休業取得者1名以上を実現する。

<目標達成のための対策>

2015 年度~ 男性の育児休業取得対象者への情報配信、啓蒙活動開始

【目標3】全教職員に対して、育児短時間勤務の適用を小学校就学前まで拡大する。

<目標達成のための対策>

2016 年度~ 関連諸規程の改正の検討開始

2017年度~ 関連諸規程を改正

【目標4】小学校低学年の子供を育てる教員に対しては、担当授業や会議の時間帯を制限するなど、子育て支援のための運用ルールを定める。

<目標達成のための対策>

2016 年度~ 教員向け運用ルールの検討開始

2017年度~ 教員向けルールを策定

【目標 5 】多様な労働条件整備の一環として、専任職員の時短勤務制度を導入する。

<目標達成のための対策>

2015 年度~ 専任職員の時短勤務制度「フレキシブルワーク制度(仮称)」検討開始

2016 年度~ 専任職員の時短勤務制度「フレキシブルワーク制度(仮称)」の導入

【目標 6 】業務改善プロジェクトを設置し、超過勤務時間の削減、有給休暇取得率の向上を実現する。また、月に1度の「ノー残業デー」を導入し、教職員に周知を行う。

<目標達成のための対策>

2015 年度~ 業務改善プロジェクトによる業務改善の実施、「ノー残業デー」の導入

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画 (学校法人 実践女子学園)

1. 計画期間

2016年4月1日から2020年3月31日までの4年間

2. 計画目標・取組内容

【目標1】事務職員の管理職(課長以上)に占める女性比率を全体で30%以上に向上する。

【目標2】大学・短期大学部の教授に占める女性比率を全体で40%以上に向上する。

<目標達成のための対策>

- ・女性職員の外部研修への派遣を実施する。
- ・女性教員の働きやすい環境を整備するため子育て支援制度を充実させる。
- ・管理職を対象とした評価者研修を実施する。仕事評価の課題を検証する。
- ・仕事評価の改善を実施する。
- ・教員向け運用ルールの検討を開始する。
- ・教員向け運用ルールを策定する。

以上